

商法の開示規定

竹 下 昌 三

1 貨幣情報の限界

株式会社の内容に関する情報は、商法や証券取引法の規定によって開示されるが、開示手段は財務諸表のみではない。財務諸表に記載される貨幣情報を発生させる諸事象に関する情報が、商法では営業報告書と附属明細書に、証取法では有価証券報告書に記載される。

財務諸表が会計帳簿から作成されるため、貨幣情報を財務諸表によって開示し、非貨幣情報は財務諸表以外の報告書によって開示されてきたが、両者を有機的に結合させるように特に注意が払われることはなかった。財務諸表は金額の一覧表として作成されるから、会計情報の伝達手段としても不十分である。

取締役の受託責任は、取締役が会社の最高責任者として行った会社の経済活動についての責任である。貸借対照表と損益計算書が示しているものは、企業の経済活動そのものではなく、経済活動のうち貨幣額で測定できる部分に過ぎない。財産と損益に関する部分に限定した取締役の受託責任の遂行状況についても、貨幣額の一覧表の形式をとる貸借対照表と損益計算書から知り得ることは限定される。

株式会社の外部の利害関係者が、財務諸表によって開示される貨幣情報から知り得る事実は限られている。財務諸表が伝票や会計帳簿の記載と一致しており不実の記載や脱漏が無いことを会計監査人や監査役の監査報告書によって知り得ても、帳簿記録を生ぜしめた企業の経済活動つまり取締役の行動

の是非を判断できる情報としては、貨幣情報は不十分である。

商法の開示規定は、株主や債権者から受託した会社財産を取締役が不正に利用する場合のあることを予想して情報を開示させることを意図している。営業報告書やその附属明細書における非会計情報が、貸借対照表等による会計情報と関連づけて開示されるように、意図的に規定されているとまではいえないが、商法の開示規定は、企業の生理現象のみならず病理現象に関する情報を開示させようとしている点に特徴がある。

2 計算書類の相互関係

昭和56年の商法改正と昭和57年の計算書類規則の改正によって、商法による情報開示は従前に比べて整備されたが、株式会社の会計情報をいかなる手段によって開示するか、商法上の計算書類が相互にいかなる役割を分担しているかは、現行規定によってもなお明らかではない。

貸借対照表と損益計算書によって開示される情報を補完する情報をどのような方法によって開示するか、つまり注記、営業報告書及び附属明細書の役割分担については、明確な基準、定説があるわけではない。計算書類の相互関係が、現行規定のように決定されるまでには、二転三転している。

法務省の元木 伸氏は「営業報告書というものは、いわゆる直接開示の手段である。これは株主に送るわけですから完全なものではないわけです。かなり舌つ足らずなものにならざるを得ない。その舌つ足らずなものを補うという意味で、附属明細書に何か書いていかなければならない。⁽¹⁾」と説明している。

(1) 稲葉威雄・川北 博・竹中正明・元木 伸共編『改正商法・要説と実務問題の解明』
財経詳報社、昭和56年、227ページ。

直接開示を要する事項であるか、間接開示で足りるかによって、営業報告書と附属明細書の記載事項を区別するならば、直接開示と間接開示に区別する基準を明らかにしなければならない。

開示に要する費用の節約を重視して、詳細な情報は、間接開示書類である附属明細書に記載させるのであれば、公的機関への附属明細書の届出と、そこでの閲覧を制度化する必要がある。

商法における附属明細書は「一方において計算書類の内訳明細表の面があると共に、他面内部関係者の不正行為の危険ある行為の表示を特に要求している。」⁽²⁾と解されてきた。

貸借対照表や損益計算書の内容の明細表示の意味をこえて、これらの書類によっては知り得ない情報を、なにゆえ営業報告書ではなく附属明細書によって開示させるのであろうか。

商法の附属明細書は、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の附属明細書である（商法281条1項、計規46条1項）。計算書類規則に規定されている附属明細書の記載事項（46条、47条、48条）によると、附属明細書は貸借対照表と損益計算書の記載項目についての期中増減額及び期末残高を示すだけでなく、取締役の受託責任の遂行状況に関する記述的情報を含んでいる。

直接開示を要する情報であるか間接開示で足りる情報であるかによって、営業報告書に記載するか、附属明細書に記載するかを区別するのは一つの基準ではあるが、法務省の「試案」や「問題点」をみると、直接開示と間接開示を区別する基準は明確ではない。

概要を営業報告書に記載して直接開示し、明細を附属明細書に記載して間接開示する方法は、開示に要する費用を節約する点からは合理性があるが、情報によってはむしろ明細こそ直接開示が必要な場合がある。

(2) 矢沢 惇『企業会計法講義』改訂版、有斐閣、昭和53年、58ページ。

3 販売費及び一般管理費開示の意味

販売費及び一般管理費については計算書類規則48条1項5号に「小会社以外の会社の附属明細書には、営業費用のうち販売費及び一般管理費の明細を記載しなければならない。」ことが規定してある。損益計算書における販売費及び一般管理費の記載方法については、38条に「営業損益の部及び営業外損益の部は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。」と規定してある。この38条は昭和57年に改正されるまでは「営業損益の部及び営業外損益の部は、収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。」と規定してあった。

38条における細分とは、販売費及び一般管理費の小科目への細分までを要求するものとは解されていない。経団連作成の雛形は「販売費及び一般管理費」の名称で一括して記載するにとどまっている。

38条と48条1項5号を対応させれば、販売費及び一般管理費は、その総額を損益計算書に記載し、その明細を附属明細書に記載することになる。

財務諸表規則85条には「販売費及び一般管理費は、適当と認められる費目に分類し、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。」と規定してある。

計算書類規則によって販売費及び一般管理費の明細を附属明細書に記載させるのは、財務諸表規則85条の趣旨とは異なる。商法の狙いは、計算書類規則48条3項に現われている。48条3項には「第1項第5号の明細は、大会社の監査報告書に関する規則第7条第1項第2号に掲げる事項に関し監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない。」と規定しており、さらに大会社の監査報告書に関する規則7条1項には「商法特例法第14条第2項第3号の規定により監査報告書に商法第281条ノ3第2項第10号に掲げる事項を記載する場合において、次に掲げる事項につき取締役の義務違

反があるときは、その事項に関する記載は、各別にしなければならない。」とあり1項2号には「会社が無償でした財産上の利益の供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む）」と規定してある。また商法281条ノ3第2項10号には「取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実」を監査役の監査報告書に記載すべきことが規定してある。

販売費及び一般管理費については、損益計算書に記載して直接開示するのは総額のみであるから、間接開示ではあるが、その明細を附属明細書に記載して開示するという点に商法の本旨があるのではなく、会社が無償でした財産上の利益の供与について、取締役の義務違反がある場合にそれを開示させるのが、本来の意図である。

昭和56年の商法改正の際に「会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ ②会社が特定ノ株主ニ対シ無償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シタルトキハ株主ノ権利ノ行使ニ関シテ之ヲ供与シタルモノト推定ス会社が特定ノ株主ニ対シ有償ニテ財産上ノ利益ヲ供与シタル場合ニ於テ会社ノ受ケタル利益ガ供与シタル利益ニ比シ著シク少ナキトキ亦同ジ」という規定(294条ノ2第1項,第2項)が設けられた。また昭和56年の商法改正によって「取締役, 監査役又ハ其ノ職務代行者若ハ支配人其ノ他ノ使用人株主ノ権利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ財産上ノ利益ヲ人ニ供与シタルトキハ6月以下ノ懲役又ハ30万円以下ノ罰金ニ処ス」という規定(497条)が設けられた。

商法294条ノ2及び497条は、ともに会社が総会屋等へ金品を与えないようにするための規定である。販売費及び一般管理費の明細を附属明細書に記載させるのは、総会屋に対する資金供与が、交際接待費, 広告宣伝費, 図書費, 印刷費, 交通旅費, 通信費等の名目で行われることが多いからである。

総会屋について裁判所は次のように定義している。東京地方裁判所刑事第13部は昭和40年8月27日に、昭和37年刑(わ)第1,775号及び同年特(わ)

第232号判決（東洋電機カラーテレビ事件判決）の中で、いわゆる総会屋の実態について「いわゆる総会屋とは、諸会社の若干の株式を所有して、その会社の依頼に応じて、職業的にその会社の株主総会の議事の進行係りを勤め、車馬賃等の名義で金品を受領するものをいうが、そのほか諸会社から金品等何らかの利益を得る目的で、株主総会に臨んで株主たる地位を濫用して、会社幹部の営業上の失敗ないし手落ちを攻撃し、はては会社幹部の個人攻撃までして、議場を混乱させて議事の進行を妨害し、自己の存在をその会社に認識させ、威迫を用いてその会社から金品を獲得する類の者、いわゆる「総会荒し」を総会屋という場合がある。そして、その会社の經理に不健全な点がある場合、ことに減資、減配の余儀ない事情の存する株主総会の場合、総会荒しが策動する絶好の機会であり、当期における決算状況その他会社の經理特に機密費、接待費、交際費等の使途または金額の明示を迫り、それについての証憑書類の閲覧を求めるとか、総会場でその点を追求するなど、その会社を牽制、威迫して、多額の金品を強要することがある。また株式の買占め、重役間の派閥争い、合併その他を原因とする内紛が右会社にある場合は、同会社幹部は、自ら総会荒しを求め、反対派の買収や、いわゆる用心棒の雇入れを行なうことさえある。なお、議事の進行係りを勤める総会屋も、問題のある株主総会については、供与される金品の増額を求め、その会社の態度如何によっては総会荒しに転ずることもある。しかし、順調な業績を示す会社の総会では、株主から会社に対し、議決の委任状が多く寄せられ、総会の出席者は少なく、実のある質疑もなされず、またたく間にすべての議案が議決されてしまうことが多いのが実情であって、議事の進行を例年依頼してきた総会屋に委せて、株主総会が短時間で無事終了することをもって、その会社の信用が高いことを示すものと解している経営者も少なくないのであって、株主総会は、これを最高議決機関とする法の理想から遠く離れ、単なる儀式となっているように見える場合もある。」⁽³⁾と述べている。

4 利益供与の禁止と開示

商法等の一部を改正する法律案が内閣から国会に提出されたとき、昭和56年4月17日の衆議院本会議において奥野誠亮法務大臣は、改正法律案の趣旨説明の中で「いわゆる総会屋の排除を図るため、株主権の行使に関して会社がする利益の供与を禁止し、その利益の供与を受けた者は、これを会社に返還しなければならないものとするとともに、これに違反して会社の計算でそのような利益の供与をした取締役等は刑罰に処することとしております。」⁽⁴⁾と述べている。

会社が株主総会の運営を総会屋の協力によって短時間に形式的に行うことは、長い間の習慣であり、企業では当然のこととしてきたが、株主総会が形骸化し株主の取締役に対する責任追及が不可能になるばかりでなく、総会屋に対する会社からの金品の提供が暴力団の資金源となるため、社会問題ともなっていた。

警察庁の調査によると、総会屋の年別推移状況及び、検挙状況は第1表と第2表のとおりである。総会屋の数は昭和56年末現在全国で6,309人に達し、

第1表 総会屋年別推移状況

年 別	昭和50年	51	52	53	54	55	56
総 数 (人)	5,227	6,240	6,504	5,144	5,770	5,883	6,309
うち組織暴力団 構成人員数	469 (9.0)	605 (9.7)	662 (10.2)	1,037 (20.2)	1,218 (21.1)	1,198 (20.4)	1,656 (26.2)

()内は全体に占める割合(%)を示す。

出所『現代刑罰法大系2』356ページ。

(3) 最高裁判所事務総局編『下級裁判所刑事裁判例集』7巻8号、法曹会、昭和41年、174～175ページ。

(4) 中央会計事務所編『昭和56年商法等改正関係衆参両院法務委員会議録抄』商事法務研究会、昭和56年、11ページ。

第2表 総会屋年別検挙状況

年 別	昭和50年	51	52	53	54	55	56
件 数	120	492	486	338	243	291	346
人 員	100	310	419	396	191	408	499

出所『現代刑罰法大系2』357ページ。

しかもそのうち暴力団の構成員が26.2パーセントを占めている。⁽⁵⁾

警察庁の根本芳雄氏は、総会屋と暴力団との関係をくわしく考察し、過去において検挙した数例を次のように紹介している。⁽⁶⁾

〔例1〕 山口組系暴力団組長は「銀行の不正融資に対して、頭取が責任をとれ。」等と脅迫し、広告料、賛助金名目で数百万円を喝取した。

〔例2〕 山口組系暴力団組長は、B建設会社が仮契約を解約したことに因縁をつけ、同建設会社の株を手に入れ、これを50人に分割要求し、さらに、雑誌に誹謗記事を掲載して脅迫し、株の買い取り名目で、約3,000万円も喝取した。

〔例3〕 右翼団体幹部らは、C建設会社幹部が下請会社からリベートを取っているというわさを材料に脅迫し、口止料として数千万円を喝取した。

〔例4〕 総会屋Dは、赤字に苦しむ出版社の幹部から、再建策を原案通り可決し、役員の責任追求をしないように依頼され、謝礼として、数十万円を収受した。

〔例5〕 総会屋Fは、山口組系暴力団幹部と共謀し、G製造会社の子会社の株券の不備に因縁をつけ、広告料名目で、千数百万円を喝取した。

(5) 深山健男「総会屋をめぐる犯罰」『現代刑罰法大系2』日本評論社、昭和58年、356ページ。

(6) 根本芳雄「いわゆる総会屋に関する若干の考察」『警察学論集』29巻9号、172ページ。

昭和56年4月24日の衆議院法務委員会において、警察庁の中平和水刑事局長は、総会屋と暴力団について「総会屋の現在の数でございますが、私ども警察で把握しておりますいわゆる総会屋の数は、55年末現在で約5,800名程度というふうに考えております。このうちでいわゆる暴力団の構成員というのが約1,100人で、これがこの中の純然たる暴力団である。こういうふうに考えておりますので、その余の者につきましては、暴力団とあるいは結託しあるいは暴力団の支配下、影響下にある者が相当数を占めている、こういう実情であろうと思っております。それから暴力団に流れている金の状況でございますが、これは実は暴力団というのはああいいう団体でございますから、金が幾ら流れているかということにつきましては、私どもはきちっと把握をしていないわけでございます。ただ、従来の取り締まりの実態から見た推計、私ども昭和53年に警察庁の科学警察研究所におきまして、従来の取り締まりの経緯あるいは暴力団の資金別の態様から見た暴力団の資金の推計等を行っているわけでございますが、そのときのおおよその推計によりますと、大体一人当たり暴力団の年間の所得の平均を1,000万円程度であろう、こういうように見ているわけでございます。したがって、5,800人でございますから、単純に申し上げますと、580億円程度ではなからうか。昭和53年現在で調べたときの推計では、421億円ぐらいの数字だったように記憶しておりますが、同じ推計方法でいきますと、大体その位の数字、580億円ぐらいになるだろう、こういうふうに考えております。」⁽⁷⁾と述べている。

・昭和56年5月28日の参議院法務委員会において、警察庁の漆間英治刑事局捜査第二課長は、総会屋と会社との関係について「総会屋の手口というのはいろいろあるわけでありまして、細かく分ければいっぱいあるわけですが、大きく分けると四つありまして、まず一つは、顔を売る活動と申しますか、

(7) 中央会計事務所編、前掲書、117ページ。

雑誌等をまず発行しまして、それに会社のスキャンダル等を載せるようなことをほのめかしてまず顔売って総会屋担当者に近づくということが一つの形であります。二つ目は、株を取得しまして株主総会に出席をして、会社側の提案した議事に絡んでいろんな事柄を攻撃する、いわゆる攻撃屋と言っていますが、そういう攻撃をする側に回るという手口が二つ目でございます。三つ目は、いわゆるこれは今度は逆にこれを防衛する側に回る、守り屋の方ですが、守り屋に回って会社側から金をもらう、そういう手口でございます。四つ目になりますと、その種の活動はしませんで、名前をかすだけで、いわゆる会社から賛助金を取るという非常に高級な手口になるわけですが、そういう形がございまして、大きく分けますと、いろいろな手口がございすけれども、その四つの態様のどれかに当てはまる形で会社に寄生しているというのが実態であると思えます。」と説明している。

会社が総会屋に安易に金品を供与する理由は何か。会社は総会の進行を会社の使用人である総務部長等に行わせるのを躊躇し、会社に協調的な有能な総会屋に進行係をつとめさせ報酬として金品を供与してきたものと思われる。会社勤務の経験が長い三戸岡教授は、「法によってすべてを解決するのが立派なことで、それができれば理想的なのですけれども、たとえば、十何万名とある株主の数名に通知が洩れたというようなことで、決議取消の訴が起こされるとなってしまうと、それは招集手続に瑕疵があるからしようがないではないかといわれても、それは会社としては、そのために法廷で争うことになって、それで決議の実行がストップしてしまうことにもなる。これは回復すべからざる損害を蒙ることになってしまうから、それで訴をおさえることに万全を尽くすということになってくる。」⁽⁹⁾と説明している。

(8) 中央会計事務所編、前掲書、120ページ。

(9) 三戸岡道夫発言、鈴木竹雄他「総会屋」『ジュリスト』340号、25ページ。

5 現行規定制定に至る経過

昭和50年6月に法務省が発表した「会社法改正に関する問題点」においては、重要な寄附に関する事項は、営業報告書の記載事項であった。

また「会社法改正に関する問題点」では「現行494条は、議決権の行使等に関し『不正ノ請託ヲ受ケ財産上ノ利益』の收受等をした者を罰することとしているが、昭和13年改正の際における当初の政府原案のように、『不正ノ請託』がなくても不正の利益（賄賂）の收受等をすれば、これを罰するものとすべきであるとする意見があるが、どうか。」と問題提供していた。

昭和53年12月発表の「株式会社の機関に関する改正試案」においては「会社は一部の株主に対し、株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与してはならない。」とされ、またこれに関連して、「会社が無償で株主その他の者に対して金銭、物品その他財産上の利益（株主以外の者に対するものについては、重要なものに限る。）を供与したときは、その相手方及び供与したものを営業報告書又は附属明細書に記載すべきものとするかどうかは、会社の計算の問題とともに検討する。」とされていた。

また「機関改正試案は」、昭和50年の「会社法改正に関する問題点」と同様に、商法494条の改正を提案し「商法494条1項各号に掲げる事項に関し、請託を受け、財産上の利益を收受し、要求し、又は約束した者は、1年以下の懲役又は相当額の罰金に処する。」としていた。

商法494条の「不正ノ請託」に当るか否かが争われた事例に、東洋電機カラーテレビ事件の裁判がある。1審の東京地裁は「各総会についての議事の進行係りの依頼または総会荒しに対する対策が依頼され、その報酬が支払われていることが認められるのであるけれども、株主の発言を封じ、またはその議決権の行使を妨げるような請託がなされたとは認められないのであるから、これは右法条にいう不正の請託があったものと解することができないの

である。」として無罪の判決を下した。⁽¹⁰⁾これに対し2審の東京高裁は「株主権を濫用して株主総会において発言し、議決権を行使し、或は他の株主の正当な発言、議決権の行使を妨害すること、ないし強いて発言、議決権の行使をしないことの依頼を受けて、これらにつき財産上の利益の収受、供与関係が生ずれば、商法494条1項1号、同条2項違反として処罰されるのである。」として原判決を破棄し有罪判決を行った。⁽¹¹⁾さらに最高裁は「会社役員等が経営上の不正や失策の追及を免れるため、株主総会における公正な発言または公正な議決権の行使を妨げることを株主に依頼してこれに財産上の利益を供与することは、商法494条にいう『不正ノ請託』に該当するものと解すべきである。」として上告を棄却し、有罪が確定した。⁽¹²⁾

機関改正試案が、494条から「不正ノ」なる文言を削除する提案を行ったのは、東洋電機カラーテレビ事件によって、「不正」の要件の立証の困難を考慮したものであったといわれている。⁽¹³⁾

昭和56年の商法改正においては、機関改正試案が提案した「不正ノ」の削除は行われず、新たに497条が設けられた。「494条の『不正ノ』の要件をはずすと、株主総会に出席するため選任した代理人に報酬を支払うことも、取締役になりたいと望む者がその個人財産で利益供与をして総会において自らの選任議案に賛成してくれるように依頼しても処罰の対象となり、弁護士会や公益法人の役員についての選挙権の取扱いより厳しく、アンバランスである。そこで改正法では、新しく497条を設け、供与者がまず第一次的に処罰

(10) 最高裁判所事務総局編『下級裁判所刑事裁判例集』7巻8号、法曹会、昭和41年、190ページ。

(11) 最高裁判所判例調査会編『高等裁判所刑事判例集』20巻5号、昭和43年、172ページ。

(12) 最高裁判所判例調査会編『最高裁判所刑事判例集』23巻10号、昭和45年、399ページ。

(13) 稲葉威雄『改正会社法』金融財政事情研究会、昭和57年、188ページ。

さるべきものとされた。」と解説されている。⁽¹⁴⁾

利益供与の禁止規定を商法に設ける効果について、法務省の元木 伸民事局参事官は昭和56年4月21日の衆議院法務委員会において「金をやった会社みずからが返還請求をするということはとうてい期待できませんので、その場合に株主が会社のためにその返還請求をすることができるということでございます。⁽¹⁵⁾」と述べ商法267条における株主の代表訴訟に期待せざるを得ないことを明らかにした。しかし竹内昭夫教授は「代表訴訟制度では、勝訴したところで会社が利益を受けるだけで株主が直接利益を受けるわけではない。わが国では、株主が勝訴しても弁護士報酬の範囲内で会社に費用の償還を求めうるのみで、それ以外の費用は株主の負担とされている。のみならず敗訴した場合には、悪意があったと認定されると損害賠償までとられる。このようにわが国の代表訴訟は、株主にとって経済的に引き合わないものになっており、制度を改めない限り、その活用によくを期待することはできない。⁽¹⁶⁾」と主張している。国会における元木 伸参事官の発言は、わが国の代表訴訟が株主にとって経済的に引き合わないものであることを充分承知の上でなされたものであろう。

法務省の中島一郎民事局長は、昭和56年5月21日の参議院法務委員会において「私どもとしては、この商法においてこういった利益の供与が許されないものである、犯罪にもなるのだということをはっきりとさせるということに、非常に大きな意味があるのじゃなかろうかというふうに考えるわけであります。⁽¹⁷⁾」と述べている。

法制審議会商法部会の委員である竹内昭夫教授は、昭和56年5月27日に参

(14) 稲葉威雄，前掲書，189ページ。

(15) 中央会計事務所編，前掲書，128ページ。

(16) 竹内昭夫『会社法の理論Ⅱ』有斐閣，昭和59年，63ページ。

(17) 中央会計事務所編，前掲書，124ページ。

議院法務委員会に参考人として出席し「私どもとして出せる知恵は言ってみれば出し尽くしたという感じをいまは持っております。あと、もちろん法務省令の中で定められるべき開示の問題、営業報告書や附属明細書において無償供与をどのように開示するかということは、今後検討されるべき課題として残されておりますけれども、それを別にすれば、⁽¹⁸⁾ ほぼ打てる手は大体打ったという感じがしております。」と述べている。

商法上打てる手は打ったのであれば、効果をあげるためには、開示規定についても知恵を出し尽し、打てる手は打たなければならない。それにしては改正後の計算書類規則48条1項5号及び3項はまわりくどい規定である。

昭和54年12月発表の「株式会社の計算・公開に関する改正試案」においては、会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与（反対給付に比し著しく過大な給付を含む）の総額が業務報告書の記載事項であり、その明細が附属明細書の記載事項であった。

経団連は「株式会社の計算・公開に関する改正試案に対する意見」を昭和55年2月に発表した。無償の利益供与を業務報告書の記載事項とすることについては、①正当な寄附を含め業務の円滑な遂行に必要な支出をすべて合計して開示することにどれ程の意味があるか不明である。②「無償」の判定は困難であり、総額の確定には時間を要する。決算日後3週間程度でこの作業を終えることは不可能である。③さらに、「反対給付に比し著しく過大なもの」も無償の利益供与とする旨が規定されているが、この点に関する監査は困難であると思われる、と述べている。また無償の利益供与の明細を附属明細書に記載することについては、④企業機密が漏れる惧れがあり、円滑な企業経営を阻害する。⑤「無償」の判定は極めて困難であり、重大な混乱を惹起する惧れがある。特に、「反対給付に比し著しく過大なもの」も無償の利

(18) 中央会計事務所編、前掲書、139ページ。

益供与とする旨が規定されているが、この点に関する監査は困難であると思われる。④企業は、経営政策の一環として正当な寄附を行うことがあるが、それらを一律に開示すれば、株主の誤解を招き、また、かえって一部の特殊株主を利する結果となろう。⑤情報作成作業は極めて煩雑となり、それに見合うだけの開示意義があるか疑問である、と述べ激しく反対した。⁽¹⁹⁾

昭和56年10月の「法務省令制定に関する問題点」においては営業費用中一般管理費に属する財産上の利益の無償の供与（その反対給付が著しく少ないものを含む。）で饗応接待以外のものの明細が、附属明細書の記載項目となり、会社が無償でした財産上の利益供与につき取締役の義務違反があったときは、その旨が監査報告書の記載事項となっていた。

これに対して経団連は昭和56年12月に「法務省令制定に関する問題点の各項目についての意見」を発表し「無償の利益供与については、不当なものがあった場合に限って監査役の監査報告書に記載すれば足り、明細を開示する必要はない。もしも、明細を開示するならば、そのもたらすマイナス効果は計りしれないものがあり、社会に無用の混乱を生じさせることになる。」と反対した。⁽²⁰⁾

6 む す び

このような実務界からの主張により、計算書類規則における規定は前述のように、会社が無償でした財産上の利益の供与について、取締役の義務違反があるかを監査する際に参考となるように、販売費及び一般管理費の明細を附属明細書に記載することに落ち着いた。

(19) 元木 伸他『商法改正に関する各界意見の分析』商事法務研究会、昭和56年、297～298ページ。

(20) 稲葉成雄『改正商法関係法務省令の解説』商事法務研究会、昭和57年、136ページ。

昭和57年に改正された計算書類規則48条1項5号及び同条3項の規定は、昭和56年の商法改正によって新設された商法294条ノ2の規定を、開示によって補強しようとするものである。

294条ノ2第1項は、「会社が総会荒し、もしくは、会社荒しを、利益供与によって抱き込むことを禁止する」とともに、「会社に敵対する株主の権利行使に関して、これを防戦するために会社が会社に味方する総会屋や会社への協力者に利益供与することを禁止する」ものと解されている。⁽²¹⁾

総会屋を罰するばかりでなく、総会屋に安易に金品を供与する会社を罰することによって、総会屋を排除しようとする規定である。

商法294条ノ2及び497条はいずれも「会社ハ総会屋ニ対シテ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」とも「会社ノ計算ニ於テ財産上ノ利益ヲ総会屋ニ供与シタルトキハ6月以下ノ懲役又ハ30万円以下ノ罰金ニ処ス」とも規定されていない。「総会屋」なる文言は使用されず、294条ノ2は「何人ニ対シテモ」とまた497条は「人ニ」と表現されている。さらに294条ノ2第2項には「会社が特定の株主に無償で財産上の利益を供与したとき及び有償供与の場合でも、反対給付の著しく少ない場合は、株主の権利の行使に関して供与したものと推定する」と規定されたから、総会屋に対する資金を断ち切る立法の趣旨から離れ、企業集団内取引にも本条が適用されるか否かが議論されるようになった。⁽²²⁾

商法294条ノ2及び497条を補強する役割を担うはずの開示規定は、文言上は総会屋に対する利益供与の開示に限定されず、機関改正試案の段階から、株主その他の者に対する無償供与の財産上の利益が開示の対象とされ、その後省令問題点の段階では、一般管理費に属する無償供与の財産上の利益が開

(21) 関 俊彦「利益供与の禁止—問題提起とその解明—」(上)『商事法務研究』952号、3ページ。

(22) 鴻 常夫他「改正会社法セミナー」(19回)『ジュリスト』794号、72～74ページ。

示されることになり、現行規定では単に販売費及び一般管理費の明細が附属明細書にのみ記載されるに過ぎなくなった。

商法294条ノ2、497条、計算書類規則48条1項5号、同条3項及び大会社の監査報告書に関する規則7条1項2号が、総会屋に対する利益の供与を禁止する趣旨であるからには、法令に総会屋なる文言を使用しないにせよ、総会屋に対する利益供与に限定するように、規定の文言が適切に改正されるならば、監査役の方に寄っているしわを取締役にしわ寄せする武器としては、⁽²³⁾より強力に作用するであろう。

(23) 竹内昭夫他「改正会社法と新法務省令」『ジュリスト』772号、165ページ。